

保育士さんの復職を応援します！

石垣市保育士再就職応援給付金



石垣市では、保育士資格を持ちながら保育現場から離れていた方向けに就職し6ヶ月以上勤務し今後も継続して就労する意思のある保育士へ、

応援祝い金として **100,000円** 支給します。



対象者

下記の7項目すべてに該当する方

- 石垣市に在住する保育士資格を保持している者
- 令和5年4月1日以降に石垣市内の保育施設等（公立保育所・認可園・認定こども園・地域型保育事業・企業主導型保育事業）に新たに就職した者
- 新たに保育士として就職した日から過去6ヶ月以内に公立保育所・認可保育所・認定こども園・地域型保育事業・認可外保育施設において保育士としての勤務経験がない者
- 新たに保育士として就職した日から6ヶ月以上継続して週20時間以上勤務した者
- 申請後も継続して現在勤務している保育施設等で勤務する意思がある者
- 市税等の滞納がない者
- 過去にこの給付金、石垣市島外保育士誘致支援事業、石垣市潜在保育士再就職支援事業、石垣市保育士確保のための赴任に係る渡航費等扶助事業又は石垣私立保育園及び家庭的保育事業者等の保育士確保のための赴任に係る渡航費等扶助事業の補助金の交付を受けていない者

申請
期限

勤務開始日から6ヶ月以上経過した日の属する年度内です。

たとえば、休職期間が無い場合は、

例1) 令和5年4月1日～9月30日までに就職した方の申請期限は、令和6年3月31日まで。

例2) 令和5年10月1日～3月31日までに就職した方の申請期限は、令和7年3月31日までとなります。

※市の予算がなくなり次第受付終了となりますので、要件を満たした**6ヶ月勤務後はお早めに申請ください!**

お問い合わせ先

石垣市役所子育て支援課 政策係

〒907-8501 沖縄県石垣市真栄里672

tel 0980-82-1704 ・ fax 0980-82-8055

申請の流れ



申請前のセルフチェックシート

以下の項目全てに当てはまる場合は、申請できます。

- 保育士資格を持っているが、6ヶ月以上公立保育所・認可保育所・認定こども園・地域型保育事業・認可外保育施設で保育士として勤務していない。
- 石垣市に在住している。

- 就職した園は、石垣市内に所在する公立保育所・認可保育所・認定こども園・地域型保育事業所・企業主導型保育事業所である。

- 保育士または保育教諭として採用された。

- 勤務時間は週20時間以上である。

- 就職した日から6ヶ月以上継続して週20時間以上勤務した。

- 今後も継続して現在の園で勤務する意思がある。
- 市税等の滞納がない。
- 過去に石垣市から保育士向けの同様の補助金（島外保育士誘致支援事業）等を受けたことがない。

申請に必要な書類

- 1 申請書
- 2 勤務証明書(勤務園発行)
- 3 保育士証の写し
- 4 履歴書の写し
- 5 住民票
- 6 義務履行証明書(証明日から1ヶ月以内のもの)

上記のほか審査にあたり必要な書類の提出を求めることがあります。あらかじめご承知おきください。

※ご注意ください※
申請期限は、
勤務開始から6ヶ月
経過した日の年度
内までです！